

区民農園の基本的な条件等

1 区民農園利用の基本条件

利用資格	・区内に住所を有する世帯（区の住民基本台帳に記録されているもの） ・区内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、児童館、学童クラブ、福祉施設等、教育又は福祉を目的とする団体 ・区長が必要があると認めたもの
利用時間	「日の出」から「日の入」まで
一区画面積	約 10 m ² （R7 再整備 8 園）、約 15 m ² （13 園）
休園日	原則無休。ただし、区長が必要があると認めたときは、臨時に休園日を定めることができる。
使用料	月額 10 m ² ：850 円 15 m ² ：1270 円（令和 7 年 10 月 1 日以降に利用開始した方に適用） なお、団体又は利用者が生活保護法に規定する生活扶助を受けているときは、減免申請書を提出し、承認を得られれば使用料は減免となる。
禁止事項	1. 農園内で栽培したものを販売するなど、営利を目的として利用すること。 2. 農園を利用する権利を他人に譲渡したり、転貸すること。 3. 土地の形質を変更したり、工作物設置すること。 4. 利用承認を受けた場所以外の場所を使用すること。 5. 農園内で火気を使用すること。 6. 区画外に耕作資材を置いたり、塀や柵へ物を建て掛けること。 7. 自動車で通園すること。 8. ホースを使って散水すること。 9. 農園内で飲酒すること。 10. その他、近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為をすること。 11. 区画を一定期間（3 ヶ月程度）放置すること。

2 区民農園利用者の利用期間の考え方について

- (1) 利用期間については、作付け時期を考慮し、3 月 1 日を利用開始日とし、翌々年の 1 月 31 日をもって終了する 1 年 11 か月としている。残り 1 か月（2 月）は施設の修理や利用区画の整理に充てられる。
- (2) 令和 7 年 4 月現在、区内には 24 農園があるが、そのすべての利用期間が揃っているのではない。（令和 7 年度中に 3 農園閉園する予定。）
現在であれば、令和 5 年度（令和 6 年 3 月）利用開始と、令和 6 年度（令和 7 年 3 月）開始の農園が存在する。

○区民農園の利用期間イメージ

